



若手従業員に向けた奨学金返済手当をサポート 中小企業等奨学金返済支援事業補助金

若者の地元への就職を促し、市内事業者（中小企業・社会福祉法人・医療法人）の人材確保に繋げることを目的として、若手従業員等が返済する奨学金に手当を支給する市内事業者に対し、当該事業者が負担した手当金の一部を市が補助する制度を開始しました。

補助事業の概要

市内に居住する従業員等が返済する奨学金に対して、独自の制度を設け返済金の支援を行い、かつ兵庫県の制度を活用している市内事業者に対し、当該事業者が負担した手当金の1/2を補助（従業員1名につき最大3万円）

対象となる事業者

- ・市内に主たる事務所を有する個人及び法人
- ・兵庫県の制度（中小企業奨学金返済支援制度又は社会福祉法人等奨学金返済支援制度）の交付決定を受けていること
- ・市税の未納がないこと

対象となる従業員

- ・市内に住所を有し、現に居住していること
- ・兵庫県の制度（中小企業奨学金返済支援制度）の交付決定の対象従業員であること（正社員かつ就職後5年以内、40歳未満等の要件があります）

補助を受けるために

- ・従業員等が返済する奨学金を支援する独自の制度設置が必要です。（就業規則に盛り込む、福利厚生制度として運用する等、方法は自由です）
- ・事前に兵庫県の制度（中小企業奨学金返済支援制度又は社会福祉法人等奨学金返済支援制度）の交付決定を受けている必要があります。申請先及び内容についてのお問合せは裏面下部に記載しておりますのでご確認ください。

制度活用の例（対象となる従業員等の年間返済額が18万円の場合）

◆社内規定等に基づき支援するケース

企業等の手当額	従業員等の負担額
12万円	6万円

◆兵庫県の制度（中小企業奨学金返済支援制度）を活用して支援するケース

企業等の手当額		従業員等の負担額
県補助 6万円	企業負担 6万円	0円（県補助6万円）

◆兵庫県の制度及び市の支援制度の両方を利用して支援するケース

企業等の手当額			従業員等の負担額
県補助 6万円	市負担 3万	企業負担 3万	0円（県補助6万円）

Point

県と市の制度を併用することで
企業等負担・従業員等負担ともに軽減可能に

手続きの流れ



必要書類 （交付申請）

- ・中小企業等奨学金返済支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・対象従業員等に係る奨学金負担軽減制度実施（変更）計画・報告書（様式第2号）
- ・申請年度に係る県制度補助金の交付申請書・添付書類、交付決定通知書の写し
- ・対象従業員等に係る住民票の写し

必要書類 （実績報告）

- ・中小企業等奨学金返済支援事業補助金実績書（様式第3号）
- ・対象従業員等に係る奨学金負担軽減制度実施（変更）計画・報告書（様式第2号）
- ・申請年度に係る県制度補助金の実績報告書・添付書類、交付確定通知書の写し
- ・未納税額のない証明書（発行日から1月以内のもの）

*兵庫県の制度の申請先・お問合せは、次のとおりです。

中小企業奨学金返済支援

（一財）兵庫県雇用開発協会 TEL：078-362-6583 FAX：078-362-6613
社会福祉法人等奨学金返済支援制度

（福）兵庫県社会福祉協議会 TEL：078-271-3881 FAX：078-271-3882

●お問い合わせ 南あわじ市総務企画部ふるさと創生課 TEL 0799-43-5205